

議案第24号

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部改正について

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和3年7月29日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森

毅

1 提案理由

文化財保護法（昭和25年法律第214号）の一部改正に伴い広島県文化財保存活用大綱が令和3年3月末に策定されたことに合わせ、東広島市歴史文化基本構想策定委員会の所掌事務に東広島市文化財保存活用地域計画の策定に関することを追加するため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

文化財保護法

第183条の3 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第192条の6第1項において「文化財保存活用地域計画」とい

う。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）

第3条 前条に掲げる機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項については市長又は教育委員会が規則で定める。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部を改正する規則

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則（平成29年東広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第3号」を「第4号」に改め、同条第2号中「次号」を「第4号」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に、「及び計画」を「、計画及び地域計画」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 東広島市文化財保存活用地域計画（次号において「地域計画」という。）の策定に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則（平成29年教育委員会規則第5号）新旧対照表

新	旧
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 東広島市歴史文化基本構想(第4号において「構想」という。)の策定に関すること。</p> <p>(2) 東広島市文化財保存活用計画(第4号において「計画」という。)の策定に関すること。</p> <p><u>(3) 東広島市文化財保存活用地域計画(次号において「地域計画」という。)の策定に関すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>構想、計画及び地域計画</u>の策定に当たって必要と認める事項</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 東広島市歴史文化基本構想(第3号において「構想」という。)の策定に関すること。</p> <p>(2) 東広島市文化財保存活用計画(次号において「計画」という。)の策定に関すること。</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>構想及び計画</u>の策定に当たって必要と認める事項</u></p>